

8 ICTによる情報管理の効率化

(1) 計画

※ 捕獲から流通におけるICTの導入の取組計画について記載する。

(2) 事業内容

① 推進事業

事業内容	取組主体	事業内容の概要	事業費	負担区分				備考
				国庫 交付金	都道 府県費	市町村 費	その他	
			円	円	円	円	円	
計								

9 収支計画

区分	項目	現況 〔平成28年度〕	目標 〔平成31年度〕	増減理由
収入		千円	千円	
支出		千円	千円	
		千円	千円	
		千円	千円	
所得(収入－支出)		千円	千円	

-
- ※ コンソーシアム内の各処理加工施設について、収入の欄に施設の販売収入等を、支出の欄に所要経費を項目毎に集計し、記載するとともに、その算定根拠を添付する。
 - ※ 増減理由欄には現況－目標の増減に係る事項を記載する。

10 費用対効果分析

--

- ※ 拠点整備事業を実施する場合には、費用対効果分析の算定結果を記載する。
- ※ 「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について(平成20年3月31日付け19生産第9426号農林水産省生産局長通知)」の「第4 投資効率等の算定」の表に従いとりまとめた結果とその算定根拠を添付する。

11 添付資料

規約、各種規程、名簿、推進体制図、費用対効果分析及び費用対効果分析の各種数値等の根拠資料、収支予算、委託契約案、施設図面や見取図、施設の概要が分かるもの、見積書、経費使用の根拠(謝金、旅費等の単価の根拠等)、事業実施計画に記載されている各種数値等の根拠、その他内容を補足する資料や確認できる資料を添付する。

別記5様式第2号（別記5の第4の4関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあっては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地
団体名
代表者
印

平成〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（ジビエ倍増モデル整備事業（生産性向上型））の交付決定前着工（着手）届

平成〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着工（着手）することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費及び国費
- 3 着工（着手）予定年月日
- 4 竣工予定年月日
- 5 交付決定前着工（着手）を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着工・着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記 5 様式第 3 号（別記 5 の第 5 関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（ジビエ増産モデル整備事業（生産性向上型））の
事業実施状況報告（平成〇〇年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地
団体名
代表者 印

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年 3 月31日付け19生産第9423号農林
水産事務次官依命通知）別記 5 の第 5 の規定により、別添のとおり報告する。

（注）事業実施主体の添付する別添にあつては、別記 5 様式第 1 号別添に準ずる
ものとする。

別記5様式第4号（別記5の第6の1関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（ジビエ倍増モデル整備事業（生産性向上型））の評価報告
（平成〇〇年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地
団体名
代表者 印

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記5の第6の1の（1）の規定により、別添のとおり報告する。

（注）事業実施主体の添付する別添にあつては、別記5様式第6号を添付する。

別記5様式第5号（別記5の第6の2関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地
団体名
代表者 印

平成〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（ジビエ倍増モデル整備事業（生産性向上型））に関する改善計画について

平成〇〇年度において鳥獣被害防止総合対策交付金で実施した事業について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 実績

（下記の様式によりコンソーシアム内各施設の達成状況を作成すること。なお、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。）
（様式）事業実施計画の目標の達成状況

施設名	区分	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成31年度)	実績値 (平成31年度)	備考
	年間処理頭数	頭	頭	頭	
	所得	円	円	円	
	年間処理頭数	頭	頭	頭	
	所得	円	円	円	

(注)「現状値」、「目標値」は、事業実施計画と整合をとること。

4 改善計画

(要領に定める事業評価報告書の評価の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を具体的に記述すること。)

5 改善計画を実施するための推進体制

別記5様式第6号（別記5の第6の1関係）

事業実施計画目標評価報告書

1. 対象地域及び実施期間

対象地域	
実施期間	

2. 事業実施計画目標の達成状況

区分	現状値 (平成28年度) (A)	目標値 (平成31年度) (B)	実績値 (平成31年度) (C)	達成状況	備 考
年間処理頭数	頭	頭	頭		
所得	円	円	円		

3. 目標達成のために実施した各事業の内容と評価

区分	事業内容	取組主体	評 価
拠点整備事業			
推進事業			

4. 総合評価

(コメント)

- (注)：1 事業実施計画目標の達成状況が低調である場合は、実施要綱別記5の第6の2に基づき改善計画を作成し、地方農政局長等に提出すること。
- 2 1の対象地域には、コンソーシアムを構成する都道府県、市町村を記入すること。
- 3 2の達成状況には、年間処理頭数については $C/B \times 100$ により達成率(%)を、所得については実績値が目標値を上回っている場合には○を記入すること。
- 4 3の評価には、事業の実施により発現した効果を幅広かつ定量的に記入すること。
- 5 4の総合評価のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由も記入すること。

別記5様式第7号（別記5の第8の1関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（ジビエ倍増モデル整備事業（生産性向上型））の
収支状況報告（平成〇〇年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地
団体名
代表者 印

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記5の第7の規定により、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業成果の実用化等により得られた収益の累計額
- 2 事業成果の実用化等に係る費用の総額
- 3 交付金の確定額
- 4 前年度までの収益納付額
- 5 本年度の収益納付額

- (注) : 1 収益計算書等の収益や費用の発生状況を示す資料を添付することとする。
- 2 「本年度の収益納付額」については、「交付金の確定額」から「前年度までの収益納付額」を減じた額を上限とし、「事業成果の実用化等により得られた収益の累計額」から「事業成果の実用化等に係る費用の総額」と「前年度までの収益納付額」を減じた額とする。

(別記6)

ジビエ倍增モデル整備事業（需要拡大型）

第1 事業の目標等

1 事業の目標

(1) 事業の目標は、次に掲げるものとする。

ア 年間で概ね1,000頭以上のシカ及びイノシシの処理頭数を確保すること。

イ 経営収支の黒字化に向けて、現況（平成28年度）に比して倍增以上の所得を確保すること。

(2) 事業の目標年度

本事業の目標年度は、平成31年度とする。

2 事業実施主体

要綱別表6の事業実施主体の欄の「農村振興局長が別に定めるコンソーシアム」（以下「コンソーシアム」という。）とは、捕獲・搬送から処理加工、流通販売までの者から構成される組織であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有している組織とする。

3 コンソーシアムの要件

コンソーシアムが満たすべき要件は、次に掲げるものとする。

(1) コンソーシアムは、捕獲従事者、モデル地区内において拠点となる処理加工施設の運営者、当該施設が所在する都道府県及び市町村並びに民間事業者（食品関連事業者、流通販売事業者等）から構成されているものとし、その他本事業の実施に必要な者も加えることができるものとする。

(2) コンソーシアムが実施する事業等に係る事務手続を適正かつ効率的に行うため、コンソーシアムとしての意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法並びにこれらの責任者、財産管理の方法、公印の管理及び使用の方法並びにその責任者、内部監査の方法等を明確にした組織の運営に係る内容が記載された規約が定められていること。

(3) (2)の規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

4 費用対効果分析

要綱別表6の採択要件の欄の4の「すべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、整備する施設の導入効果について、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について（平成20年3月31日付け19生産第9426号農林水産省生産局長通知）により費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分に検討するものとする。

5 地域主体の鳥獣被害防止対策

処理加工施設が所在する又は処理加工施設の整備を予定している市町村は、被害防止対策に効率的かつ効果的に取り組む観点から、鳥獣被害防止特措法第4条に基づく被害防止計画の作成を推進するものとする。

なお、被害防止計画の作成に当たっては、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の作成の推進について」（平成20年2月21日付け19生産第8422号農林水産省生産局長通知）に留意するものとする。

6 周辺景観との調和

共同利用施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、当該施設の立地場所の選定、デザイン及び塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和が図られるよう十分配慮するものとする。

第2 事業の内容等

1 事業の内容（要綱別表6関係）

（1）事業内容の欄の1の「拠点整備事業」の「処理加工施設等の整備」については、次に掲げる施設について整備を実施できるものとする。

ア 処理加工施設（移動式解体処理車を含む。）

イ 保冷施設

ウ 焼却施設（減容化のための施設を含む。）

エ アからウまでに掲げる施設のほか、ジビエ等の利用のために必要な施設

（2）事業内容の欄の2の「推進事業」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。

ア 推進体制の整備

ビジネスとして持続できる安全で良質なジビエの安定供給を実現するため、コンソーシアムによる検討会の開催により、事業の推進体制を整備し、次に掲げる事項について協議するものとする。

（ア）事業の目標

（イ）事業実施計画の見直し

（ウ）関係機関の連携体制の構築

（エ）事業実施状況の把握及び事業成果の評価

（オ）その他必要な事項

イ ジビエのビジネスの展開に向けた地域の取組

（ア）捕獲・搬送・集荷・処理加工の技能向上

捕獲技術、処理加工技術、衛生管理レベル等を向上させるため、研修会の開催、研修会への参加、先進地調査、マニュアルの作成・周知等を実施できるものとする。

（イ）流通・消費等との連携

流通産業、外食産業その他の産業、学校給食、消費者等への普及のため、展示会等への参加やジビエ料理に関するセミナー、処理加工施設見学会等の開催等を実施できるものとする。

（ウ）ジビエ商品の開発、意向調査

地域の特色を活かした新たなジビエ商品等の開発、ジビエに関する意向調査等を実施できるものとする。

(エ) 販路開拓

ジビエの商品の新たな販路を開拓するため、商談会、試食会等の開催又はこれらへの参加、各種広報活動等を実施できるものとする。

ウ ICTによる情報管理の効率化

ICTの活用により捕獲・搬送から処理加工、流通販売における情報管理を効率化し、生産性向上の実証を実施できるものとする。

2 補助対象経費

推進事業の補助対象となる経費は、本事業に直接要する別記6別表1に掲げる経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、書類によって金額等が確認できるものに限る。

3 事業の委託

事業実施主体は、要綱別表6の事業内容の欄の2の推進事業のうち、他の者に委託することが合理的かつ効果的な業務については、推進事業の事業費の50%の範囲内において、その業務を委託することができるものとする。

4 留意事項

拠点整備事業にあつては、必要に応じて、コンソーシアムの構成員が実施できるものとする。

第3 交付率

要綱別表6の交付率の欄の拠点整備事業及び推進事業における農村振興局長が定める限度額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 拠点整備事業にあつては、事業実施主体当たりの限度額は、7千万円以内とする。

(2) 推進事業にあつては、事業実施主体当たりの限度額は、2千万円以内とする。

第4 事業の実施等の手続

1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、本事業を実施しようとするときは、第1の1の事業の目標を実現するための事業実施計画を別記6様式第1号別添により作成し、地方農政局長に提出して、その承認を受けるものとする。ただし、事業実施計画の作成に当たっては、農村振興局長により選定されたマスタープランに基づくとともに、別記6別表2に定める事項に留意するものとする。

2 事業実施計画等の承認

地方農政局長は、事業実施主体により提出された事業実施計画等について、要綱別表6の採択要件の欄に掲げる要件を総合的に評価し、適当であると認められるときは、承認するものとする。

3 事業実施計画の重要な変更

要綱別記6の第1の3の「農村振興局長が別に定める重要な変更」は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業目標の変更

4 事業の着工

事業の着工（施設等の発注を含む。）又は着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業の着工（施設等の発注を含む。）又は着手を行う前にその旨を別記 6 様式第 2 号により、その理由を具体的に明記した交付決定前着工（着手）届を作成し、地方農政局長に提出するものとする。

5 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本事業により整備した施設等について、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

事業実施主体は、本事業により整備した施設等の管理運営を直接行い難しい場合には、整備目的が確保される場合に限り、当該施設等の管理運営を行わせることができるものとする。

(3) 指導監督

地方農政局長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体（(2)により事業実施主体が団体に施設の管理運営を委託している場合にあっては、当該団体）に対し、施設の適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長は、関係書類の整備並びに施設等の管理及び処分が適切に行われるよう、必要な指導及び監督を行うものとする。

6 事業名等の表示

事業実施主体は、本事業により整備した施設等に事業名を表示するものとする。

第 5 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本事業の実施状況について、実施年度の翌年度の 9 月末までに、別記 6 様式第 3 号により行うものとする。

第 6 事業の評価

1 事業評価

要綱別記 6 の第 6 の 1 の (1) の評価の報告は、別記 6 様式第 6 号により作成し、目標年度の翌年度の 9 月末までに、別記 6 様式第 4 号により行うものとする。

2 改善計画

- (1) 要綱別記6の第6の2の(1)の「目標の達成状況が低調である場合」とは、次に掲げる場合とする。
- ア 年間処理頭数の目標達成率が70%未満であること。
 - イ コンソーシアムの構成員である処理加工施設の所得が現況より倍以上に増えていないこと。
- (2) 要綱別記6の第6の2の(1)の改善計画の報告は、別記6様式第5号により行うものとする。この場合において、事業実施主体は、目標年度を1年間延長し、再度、要綱別記6の第6の1の事業評価及び報告を行うものとする。

第7 国の助成措置

国は、補助事業者に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、交付金の一部若しくは全部を減額することができるものとする。

第8 収益納付

事業実施主体は、本事業の実施に係る収支の状況について、事業実施期間中及び事業実施期間終了後の5年間、各年度の終了した日から90日以内に、別記6様式第7号により作成し、地方農政局長に報告するものとする。

別記6別表1

推進事業の補助対象経費

区 分	内 容
設 備 備 品	設備、物品の購入等に要する経費
消 耗 品	原材料、薬品類、各種事務用品等の購入に要する経費
旅 費	会議等への出席、各種調査、外部専門家の招へい等に要する経費
謝 金	調査補助、専門的知識の提供、資料収集等の協力者に対する謝礼に要する経費
賃 金	コンソーシアムの運営に関する資料整理、事務補助、資料収集等の業務のために雇用した者等に対する実働に応じた対価
研 修 費	研修会の開催、研修会への参加等に要する経費
役 務 費	それだけでは事業の成果として成り立たない分析、試験等を行う経費
委 託 費	本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等を他の者に委託するのに要する経費
そ の 他	資料購入費、通信運搬費、印刷製本費、会場借料、自動車・資機材・施設等借上料、手数料、印紙代、I C Tシステムの導入、成果の発表に必要な経費、情報提供や普及啓発に必要な経費等

注：賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。

注：設備、物品の借入（レンタル及びリース）に要する経費は交付の対象外とする。

別記 6 別表 2 事業実施計画作成に当たっての留意事項

事 項
1 既存の機械・施設（以下「施設等」という。）の利用状況、利用継続年数等を把握し調整していること。
2 施設等の稼働期間、処理量、作業効率等が妥当であること。
3 施設内の管理室、休憩室、分析室等の所要面積が、機能、利用計画等から見て妥当であること。
4 施設等の利用料金について、施設等の継続的活用を図りうるよう必要な資金の積立に努めるとともに、償却費等に基づき適正に設定されていること。
5 施設等の規模、利用料金等について、コンソーシアムを構成する地区に対し説明を行っていること。また、総会等で合意を得ていること。
6 投資効率（費用対効果）の算出プロセス、根拠が適切であること。また、投資効率（費用対効果）が1.0以上であること。なお、投資効率（費用対効果）の算定の単位について、原則として、コンソーシアムを構成する地区（1つの受益地区として認めることが適切であると考えられる範囲をいう。）を単位とすること。
7 国庫補助金が、対象となる交付率で正しく計算されていること。
8 奇抜なデザイン、必要以上の装備等により事業費が過大となっていないこと。
9 附帯施設について、不要なものがないこと。
10 古品及び古材の利用等事業費の低減に向けた取組が行われていること。
11 販売先との間で取引価格、取引数量、品質等についての合意が図られていること。
12 製品に関する需要の状況及び将来の見通しについて十分な事前調査が行われているとともに、施設の設置後も消費者ニーズの把握に努める体制が整備されていること。
13 需要に即した製品を安定的に供給するための加工技術の確立及び習得に対する十分な取組がされていること。
14 適正な収支計画となっていること（収支については、施設の維持・運営に必要な経費が適切に計上されていること。また、販売価格については、市場価格や支出等を勘案した適正な水準に設定されていること）。
15 管理運営規程等により施設等が将来にわたり適正に管理運営ができる体制となっていること。
16 処理加工施設を建設するに当たり周辺住民等との合意が形成されていること。
17 処理加工施設を建設する場合は、被害を及ぼす鳥獣の捕獲計画が作成され、その計画に即した捕獲活動ができる体制となっていること。
18 捕獲した鳥獣の肉の処理加工施設を建設する場合は、食品衛生法等関係法令等を遵守し、適正に運営できる体制となっていること。
19 用地が確保されていること、又は確保されることが確実に見込まれること。農地法

及び農業振興地域の整備に関する法律に定める基準等を満たしている又は許可等の見込みがあること。
20 施行方法の選択が適切にされていること。
21 入札の方法に関する知識を有していること。
22 地元関係者との合意形成が図られていること。
23 その他法律に定める基準等が満たされていること。

別記 6 様式第 1 号（別記 6 の第 4 の 1 関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあっては、農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

所在地
団体名
代表者 印

平成〇〇年度ジビエ倍増モデル整備事業（需要拡大型）の事業実施計画の承認
（変更）申請について

平成〇〇年度において、ジビエ倍増モデル整備事業（需要拡大型）を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年 3 月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記 6 の第 1 の 1（別記 6 の第 1 の 3）の規定に基づき、関係書類を提出する。

（注）関係書類として、別添のジビエ倍増モデル整備事業（需要拡大型）事業実施計画及び被害防止計画等を添付すること。

【別記6様式第1号 別添】

ジビエ倍増モデル整備事業(需要拡大型)
事業実施計画(又は実績)

事業実施年度
事業実施主体名
地区名

○ジビエ倍增モデル整備事業(需要拡大型) 事業実施計画(又は実績)

1 総括表

事業内容	事業費	負担区分				備考
		国庫 交付金	都道 府県費	市町村費	その他	
1 拠点整備事業 (1) 処理加工施設等の整備 2 推進事業 (1) 推進体制の整備 (2) ジビエのビジネスの展開に向けた地域の取組 (3) ICTによる情報管理の効率化	千円	千円	千円	千円	千円	
計						

※ 負担区分その他の欄には、コンソーシアム又はコンソーシアム構成員(都道府県、市町村を除く。)の負担を記載する(以下同じ。)

2 事業の目的

--

3 事業の目標

区分	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成31年度)	目標値の考え方
年間処理頭数	頭	頭	
所得	円	円	

※ 目標値の考え方の欄には、目標設定(処理頭数及び所得倍增)の考え方及び実現性を具

体的に記載する。

4 事業実施主体

(1) コンソーシアムの概要

名称	
事務局の名称・所在地	
代表者名	
担当者名	
連絡先 TEL FAX E-mail	

(2) コンソーシアムの構成員

構成員	所在地	担当者	連絡先 (TEL、FAX、E-mail)

※ コンソーシアムの規約、役員名簿及び組織図等実施体制が分かる資料を添付すること。

5 ジビエ倍増モデル整備事業(需要拡大型)に関する事業構想

(1) モデル地区の事業構想

○地区の現状と課題 ○モデル地区の事業構想 ※ ジビエ利用に係る地区の現状と課題を踏まえ、モデル地区の整備及び推進方法並びにモデル地区の事業構想(捕獲・搬送・集荷・処理加工・流通・販売)について記載する。

(2) コンソーシアム構成員の役割

--	--

構成員	役割

※ 役割の欄には、コンソーシアム構成員の役割及び拠点となる処理加工施設について具体的に記入する。

※ モデル地区構想やコンソーシアムの構成と役割を示した体制図を添付する。

(3) 年間捕獲頭数(現況)

関係市町村	年間捕獲頭数 〔現況：平成28年度〕			備考
	シカ	イノシシ	計	
	頭	頭	頭	
計				

(4) 年間処理頭数(現況、目標)

関係市町村	年間処理頭数 〔現況：平成28年度〕			年間処理頭数 〔目標：平成31年度〕			備考
	シカ	イノシシ	計	シカ	イノシシ	計	
	頭	頭	頭	頭	頭	頭	
計							

6 推進体制の整備

(1) 検討会の開催

※ 事業の目標を実現するためコンソーシアムにおける検討会の開催について記載する。

①推進事業

- ※ 事業内容の欄には、検討会の開催、研修の開催等の取組を記載する(以下同じ。)
- ※ 取組主体の欄には、コンソーシアム又はコンソーシアム構成員を記載する(以下同じ。)
- ※ 事業内容の概要の欄には、事業実施に係る経費の内訳(回数、人数、回数及び単価等)を記載する(以下同じ。)

7-1 捕獲・搬送・集荷計画

※ ジビエ向けに鳥獣を捕獲する体制を強化するための取組計画(人材育成、捕獲技術向上等)及び捕獲範囲を拡大(広域展開)するための取組計画について記載する。

- ※ 捕獲現場からの搬送・集荷の取組計画について記載する。
- ※ 搬入先の処理加工施設との連携(捕獲個体の買取、搬入時のルール等)に関する取組計画について記載する。

①拠点整備事業

事業内容	対象鳥獣	施設等の名称	工種・構造・面積等	能力・処理量	事業費	負担区分				完了予定年月日	備考
						国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他		
					円	円	円	円	円		
計											

※ 拠点整備事業を実施する場合には、移動式解体処理車等の活用に関する取組計画とその取組に係る経費について記載する。

②推進事業

事業内容	取組主体	事業内容の概要	事業費	負担区分				備考
				国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
			円	円	円	円	円	
計								

※ 推進事業を実施する場合には、捕獲技術を向上させるために必要な研修会の開催や研修会への参加、先進地調査、マニュアルの作成・周知など捕獲・搬送・集荷の技能向上に関する取組計画とその取組に係る経費について記載する。

7-2 処理加工計画

(1)年間処理頭数(現況、目標)

施設名	年間処理頭数	年間処理頭数	
-----	--------	--------	--

	〔現況：平成28年度〕			〔目標：平成31年度〕			備考
	一次加工のみ	二次加工まで	計	一次加工のみ	二次加工まで	計	
	頭 kg	頭 kg	頭 kg	頭 kg	頭 kg	頭 kg	
	頭 kg	頭 kg	頭 kg	頭 kg	頭 kg	頭 kg	
計	頭 kg	頭 kg	頭 kg	頭 kg	頭 kg	頭 kg	

※ 「一次加工のみ」とは枝肉加工までのことで、「二次加工まで」とは精肉又は部分肉までの加工のこととする。

※ 表中の上段には処理頭数を、下段には食肉重量(枝肉の場合は備考の欄に枝肉と記載)を記載する。

※ 備考の欄には、処理頭数の増加理由を記載する。

(2) 処理加工体制

※ 処理加工体制(処理加工施設の経営形態(公設民営等)、人材育成、技術向上等)に関する取組計画について記載する。

※ 処理加工担当者の作業能力(処理可能頭数/日×年間実働日数)について記載する。

(3) 衛生管理体制

※ 処理加工施設の衛生管理体制(衛生管理認証の取得等)に関する取組計画について記載する。

※ 既に衛生管理認証を取得している施設については、衛生管理の向上に関する取組計画を記載する。

(4) 在庫調整

※ 捕獲個体の在庫量の調整管理等に関する取組計画について記載する。

(5)解体処理残渣の取扱

※ 解体処理残渣の取扱(ペットフード等への利用を含む。)に関する新たな取組計画について記載する。

(6)事業内容

①拠点整備事業

事業内容	対象鳥獣	施設等の名称	工種・構造・面積等	能力・処理量	事業費	負担区分				完了予定年月日	備考
						国庫 交付金	都道 府県費	市町村費	その他		
					円	円	円	円	円		
計											

※ 拠点整備事業を実施する場合には、処理加工施設等の捕獲鳥獣を食肉等に利用するために必要な施設等の整備に関する取組計画とその取組に係る経費について記載する。

②推進事業

事業内容	取組主体	事業内容の概要	事業費	負担区分				備考
				国庫 交付金	都道 府県費	市町村費	その他	
			円	円	円	円	円	
計								

※ 推進事業を実施する場合には、処理加工技術、衛生管理レベル等を向上させるために必要な研修会の開催や研修会への参加、先進地調査、マニュアルの作成・周知など処理加工の体制整備に関する取組計画とその取組に係る経費について記載する。

7-3 マーケティング計画

(1) 商品計画

※ 顧客の設定、ニーズの把握とそれに応じた商品開発、地域の特色を活かした新たなジビエ商品等の開発、ジビエに関する意向調査等等に関する取組計画について記載する。

(2) 販売計画

※ 取扱商品に適した流通経路、部位別の価格設定、販売方法に関する取組計画について記載する。
 ※ 流通産業や外食産業その他産業、学校給食、消費者等への普及のため、展示会等への参加やジビエ料理に関するセミナー、処理加工施設見学会等の開催等に関する取組計画について記載する。

(3) 販路開拓計画

※ ジビエの商品の新たな販路を開拓するための商談会や試食会等の開催又は参加及び各種広報活動等に関する取組計画について記載する。

(4) 事業内容

① 推進事業

事業内容	取組主体	事業内容の概要	事業費	負担区分				備考
				国庫 交付金	都道 府県費	市町村 費	その他	
			円	円	円	円	円	

計						
---	--	--	--	--	--	--

※ 拠点整備事業を実施する場合には、①ジビエ商品の開発、意向調査、②流通・消費等との連携及び③販路開拓に関する取組計画とその取組に係る経費について記載する。

7-4 その他計画

(1) 計画

※ その他、地域独自の取組計画があれば記載する。

(2) 事業内容

① 推進事業

事業内容	取組主体	事業内容の概要	事業費	負担区分				備考
				国庫 交付金	都道 府県費	市町村 費	その他	
			円	円	円	円	円	
計								

8 ICTによる情報管理の効率化

(1) 計画

※ 捕獲から流通におけるICTの導入の取組計画について記載する。

(2) 事業内容

① 推進事業

事業内容	取組主	事業内	事業費	負担区分				備考

	体	容 の 概 要		国 庫 交付金	都 道 府県費	市 町 村 費	その他	
			円	円	円	円	円	
計								

9 収支計画

区分	項目	現況 〔平成28年度〕	目標 〔平成31年度〕	増減理由
収入		千円	千円	
支出		千円	千円	
		千円	千円	
		千円	千円	
所得(収入－支出)		千円	千円	

※ コンソーシアム内の各処理加工施設について、収入の欄に施設の販売収入等を、支出の欄に所要経費を項目毎に集計し、記載するとともに、その算定根拠を添付する。

※ 増減理由欄には現況－目標の増減に係る事項を記載する。

10 費用対効果分析

--

※ 拠点整備事業を実施する場合には、費用対効果分析の算定結果を記載する。

※ 「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について(平成20年3月31日付け19生産第9426号農林水産省生産局長通知)」の「第4 投資効率等の算定」の表に従いとりまとめた結果とその算定根拠を添付する。

11 添付資料

規約、各種規程、名簿、推進体制図、費用対効果分析及び費用対効果分析の各種数値等の根拠資料、収支予算、委託契約案、施設図面や見取図、施設の概要が分かるもの、見積書、経費使用の根拠(謝金、旅費等の単価の根拠等)、事業実施計画に記載されている各種数値等の根拠、その他内容を補足する資料や確認できる資料を添付する。

別記6様式第2号（別記6の第4の4関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあっては、農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

所在地
団体名
代表者

印

平成〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（ジビエ倍増モデル整備事業（需要拡大型））の交付決定前着工（着手）届

平成〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着工（着手）することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費及び国費
- 3 着工（着手）予定年月日
- 4 竣工予定年月日
- 5 交付決定前着工（着手）を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着工・着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記 6 様式第 3 号（別記 6 の第 5 関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（ジビエ倍増モデル整備事業（需要拡大型））の
事業実施状況報告（平成〇〇年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地
団体名
代表者 印

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年 3 月31日付け19生産第9423号農林
水産事務次官依命通知）別記 6 の第 5 の規定により、別添のとおり報告する。

（注）事業実施主体の添付する別添にあつては、別記 6 様式第 1 号別添に準ずる
ものとする。

別記 6 様式第 4 号（別記 6 の第 6 の 1 関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（ジビエ増産モデル整備事業（需要拡大型））の評価報告
（平成〇〇年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地
団体名
代表者 印

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年 3 月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記 6 の第 6 の 1 の（1）の規定により、別添のとおり報告する。

（注）事業実施主体の添付する別添にあつては、別記 6 様式第 6 号を添付する。

別記 6 様式第 5 号（別記 6 の第 6 の 2 関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては、農林水産省農村振興局長
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

所在地
団体名
代表者
印

平成〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（ジビエ倍増モデル整備事業（需要拡大型））に関する改善計画について

平成〇〇年度において鳥獣被害防止総合対策交付金で実施した事業について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるように、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 実績
（下記の様式によりコンソーシアム内各施設の達成状況を作成すること。なお、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。）

（様式）事業実施計画の目標の達成状況

施設名	区分	現状値 （平成28年度）	目標値 （平成31年度）	実績値 （平成31年度）	備考
	年間処理頭数	頭	頭	頭	
	所得	円	円	円	
	年間処理頭数	頭	頭	頭	
	所得	円	円	円	

（注）「現状値」、「目標値」は、事業実施計画と整合をとること。

- 4 改善計画
（要領に定める事業評価報告書の評価の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を具体的に記述すること。）
- 5 改善計画を実施するための推進体制

別記6様式第6号（別記6の第6の1関係）

事業実施計画目標評価報告書

1. 対象地域及び実施期間

対象地域	
実施期間	

2. 事業実施計画目標の達成状況

区分	現状値 (平成28年度) (A)	目標値 (平成31年度) (B)	実績値 (平成31年度) (C)	達成状況	備考
年間処理頭数	頭	頭	頭		
所得	円	円	円		

3. 目標達成のために実施した各事業の内容と評価

区分	事業内容	取組主体	評価
拠点整備事業			
推進事業			

4. 総合評価

(コメント)

- (注) : 1 事業実施計画目標の達成状況が低調である場合は、実施要綱別記6の第6の2に基づき改善計画を作成し、地方農政局長等に提出すること。
- 2 1の対象地域には、コンソーシアムを構成する都道府県及び市町村を記入すること。
- 3 2の達成状況には、年間処理頭数については $C/B \times 100$ により達成率(%)を、所得については実績値が目標値を上回っている場合には○を記入すること。
- 4 3の評価には、事業の実施により発現した効果を幅広かつ定量的に記入すること。
- 5 4の総合評価のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由も記入すること。

別記6様式第7号（別記6の第8の1関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金(ジビエ倍増モデル整備事業（需要拡大型）)の
収支状況報告（平成〇〇年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地
団体名
代表者
印

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記6の第7の規定により、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業成果の実用化等により得られた収益の累計額
- 2 事業成果の実用化等に係る費用の総額
- 3 交付金の確定額
- 4 前年度までの収益納付額
- 5 本年度の収益納付額

（注）：1 収益計算書等の収益や費用の発生状況を示す資料を添付することとする。
2 「本年度の収益納付額」については、「交付金の確定額」から「前年度までの収益納付額」を減じた額を上限とし、「事業成果の実用化等により得られた収益の累計額」から「事業成果の実用化等に係る費用の総額」と「前年度までの収益納付額」を減じた額とする。

(別記 7)

全国ジビエプロモーション事業

第 1 事業実施主体

- 1 要綱別表 7 の事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会とは、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。
- 2 事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

第 2 事業の内容等

1 事業の内容（要綱別表 7 関係）

(1) ジビエフェア開催事業

全国的なジビエの消費拡大を図るため、キャンペーン期間を設定し、東京、大阪など大消費地の飲食店等を中心としたジビエフェアを次により開催する。

ア ジビエフェアの開催回数等

ジビエフェアは年 2 回（夏 1 ヶ月程度、冬 2 ヶ月程度）開催する。

イ ジビエフェアに協賛する飲食店等の募集、開拓等

(ア) 既にジビエを提供している飲食店からフェアに協賛する飲食店（以下「既存協賛飲食店」という。）を募集・把握する。

(イ) これまでジビエを提供したことがない飲食店等に対してジビエ料理の提供意向を調査し、新たにジビエを提供する飲食店（以下「新規協賛飲食店」という。）を募集・把握する。

(ウ) 既存協賛飲食店及び新規協賛飲食店等に対してジビエの調理方法の注意点、カタ肉やスネ肉等の低需要部位の有効利用等による料理レシピ及び食肉処理加工施設等の在庫情報等を提供する説明会を開催する。また、試作料理のためのジビエを調達・提供する。

ウ ジビエフェア P R 資材の作成・配布等

(ア) ポスター、のぼり等 P R 資材を作成し、協賛飲食店に配布する。

(イ) 各地で開催されるジビエ関連イベント等の情報を収集し、それらのイベント主催者等に対しジビエフェアとの連携を働きかけ、連携に応じる場合には P R 資材を配布する。

エ ジビエフェアの運営等

(ア) ジビエフェア開催期間中における協賛飲食店や食肉処理加工施設等との連絡調整等適切な運営に努める。

(イ) ジビエフェアの概要、協賛飲食店、同時開催地方イベント等につい

- て、SNS、雑誌媒体等を通じた情報発信を行う。
- (ウ) ジビエフェアにおけるジビエ料理の販売状況等に関するアンケート調査や取組結果の分析を行う。

オ 報告書等

アからエまでの取組成果を取りまとめた報告書を作成する。

(2) ジビエ需要拡大・普及推進事業

ア ジビエ関連情報の発信

ジビエに関する各地のイベント情報、飲食店情報等の収集及びジビエに関するプロモーション動画を作成し、消費者やインバウンドに対してSNS等を通じて日本語及び外国語による情報の発信を行う。

イ 各種商談会等を活用した販路開拓

外食関連の商談会等にジビエブースを出展し、食肉処理加工施設と実需者とのマッチングを行い、販路を開拓する。

ウ 報告書等

ア及びイの取組成果を取りまとめた報告書を作成する。

2 実施基準

- (1) 事業実施主体が、自己資金又は他の助成により事業を実施している又は既に終了しているものについては、本対策の交付の対象外とする。
- (2) 本事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。
- また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。
- (3) 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、別記7別表1のとおりとする。

3 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。事業実施主体は、事業の一部を他の者に請負施行することが合理的かつ効果的な業務について、業務を請負施行することができるものとする。

4 留意事項

業実施主体は、事業実施に当たって、ジビエ倍増モデル整備事業と連携を図り、ジビエの消費拡大の推進を図ることとする。

第3 交付額

要綱別表7の交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、100,000千円以内とする。

第4 事業の実施等の手続

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、本事業を実施しようとするときは、事業実施計画を別記7様式第1号により作成し、農村振興局長の承認を得るものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

要綱別記7の第1の2の「農村振興局長が別に定める事業実施計画の重要な変更」とは、事業の中止又は廃止とする。

第5 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業実施年度の翌年度の6月末までに、別記様式第2号により、農村振興局長に対して事業実施状況報告書を提出するものとする。

第6 事業の評価

要綱別記7の第6の事業の評価は、事業実施主体が事業実施年度の翌年度において自ら評価を行い、その結果を農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容の評価し、必要に応じて、事業実施主体を指導するものとする。

別記 7 別表 1

全国ジビエプロモーション事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費

区 分	内 容	留 意 点
設 備 備 品 費	事業を実施するために必要な設備又は物品の購入、開発、改良、修繕、据付等に必要な経費	・取得単価が50万円以上の設備については、2社以上の見積書（当該設備を販売する社が1社しか存在しない場合を除く。）及びカタログを提出すること。
消 耗 品 費	事業を実施するための原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費	
旅 費	事業を実施するための事業実施主体又はその委託を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施のための旅行に必要な経費	
謝 金	事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	・謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。 ・その謝金の単価の設定根拠となる資料を提出すること。 ・事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金を支払うことはできない。
賃 金	雇用者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）	・賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対象とする。事業実施に関係のない既存の業務に対する支払はできない。 ・賃金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当なものを設定することとし、賃金支給に係る規則及び設定根拠となる資料を提出すること。

		・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等について」(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)の定めるところにより取り扱うものとする。
役 務 費	事業を実施するため、それだけでは本事業の成果となり得ない器具機械等の各種保守、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために必要な経費	
委 託 費	本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・委託費は、交付金の額の50%を超えることはできない。 ・事業の根幹をなす業務を委託することはできない。
そ の 他	事業を実施するための設備の賃借料、労働者派遣事業者からの補助者の派遣を受けるための経費、臨時に補助者を雇用するための経費（賃金を除く。）、文献購入費、通信運搬費（切手、運送費等）、複写費、印刷製本費、広告費、会議費（会場借料等）、自動車等借上料、事業成果を学会誌等に発表するための投稿料、各種手数料、収入印紙代等の雑費など、他の費目に該当しない経費	

注：事業実施上不用又は過度と認められる経費は交付対象外とする。

別記様式第1号（別記7の第4の1関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名 印

平成〇〇年度全国ジビエプロモーション事業の実施計画の（変更）承認申請について

平成〇〇年度において、全国ジビエプロモーション事業を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記7の第1の1（別記7の第1の2）の規定に基づき、関係書類を提出する。

（注） 関係書類として、別添の全国ジビエプロモーション事業（事業実施計画書）を添付すること。

(別添)

○ 全国ジビエプロモーション事業のうちジビエフェア開催事業（事業実施計画書）

1 総括表

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫交付金	事業実施主体	
1. ジビエフェアの開催回数等 2. ジビエフェアに協賛する飲食店の募集・開拓等 3. ジビエフェア PR 資材の作成・配布等 4. ジビエフェアの運営等 5. 報告書等 6. その他（ ）	千円	千円	千円	
計				

2 事業の目的

--

3 事業の内容

(1) 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

--

(2) ジビエフェアの開催回数等の概要

--

(3) ジビエフェアに協賛する飲食店の募集・開拓等の概要

--

(4) ジビエフェア PR 資材の作成・配布等の概要

--

--

(5) ジビエフェアの運営等の概要

--

時期	場所	店舗数	内容	備考
夏				
冬				

(6) 報告書の作成

報告書等の作成の考え方について記載する。

作成時期	規格・装丁	部数	備考

(7) 事業実施スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1・・・												
2・・・												
3・・・												

注：取組内容は事業内容と整合をとる。

(8) その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注：(2) から (5) のほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば記載する。

4 経費の配分及び負担区分

区 分	事業に要する経費 (又は要した経費)	負 担 区 分		備 考
		交付金	自己資金	

	(A) + (B)	(A)	(B)	
鳥獣被害防止総合対策推進交付金 全国ジビエプロモーション事業	円	円	円	
合 計				

5 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

6 収支予算（又は精算）

（１） 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 鳥獣被害防止総合対策推進交付金 全国ジビエプロモーション事業 2 自 己 資 金	円	円	円	円	
合 計					

（２） 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
鳥獣被害防止総合対策推進交付金 全国ジビエプロモーション事業	円	円	円	円	
合 計					

注 区分欄には、必要に応じて積算内訳を記載する。

7 添付書類

- （１）規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- （２）関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- （３）実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

(別添)

- 全国ジビエプロモーション事業のうち
ジビエ需要拡大・普及推進事業（事業実施計画書）

1 総括表

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫交付金	事業実施主体	
1. ジビエ関連情報の発信 2. 各種商談会等を活用した販路開拓 3. 報告書等 4. その他（ ）	千円	千円	千円	
計				

2 事業の目的

--

3 事業の内容

- (1) 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

--

- (2) ジビエ関連情報の発信の概要

--

- (3) 各種商談会等を活用した販路開拓の概要

--

- (4) 報告書の作成

報告書等の作成・配布の考え方について記載する。

作成時期	規格・装丁	部数	備考
------	-------	----	----

--	--	--	--

(5) 事業実施スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1・・・												
2・・・												
3・・・												

注：取組内容は事業内容と整合をとる。

(6) その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注：(2)、(3)のほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば、記載する。

4 経費の配分及び負担区分

区 分	事業に要する経費 (又は要した経費) (A) + (B)	負 担 区 分		備 考
		交付金 (A)	自己資金 (B)	
鳥獣被害防止総合対策推進交付金 全国ジビエプロモーション事業	円	円	円	
合 計				

5 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

6 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 清算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	

1 鳥獣被害防止総合対策推進交付金	円	円	円	円	
2 自 己 資 金					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 清算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
鳥獣被害防止総合対策推進交付金	円	円	円	円	
全国ジビエプロモーション事業					
合 計					

注 区分欄には、必要に応じて積算内訳を記載する。

7 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第2号（別記7の第5関係）

全国ジビエプロモーション事業
事業実施状況報告書
（平成〇〇年度）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名 印

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第94
23号農林水産事務次官依命通知）別記7の第5の規定により別添のとおり報告する。

（注） 別添様式については、別記様式第1号に準ずるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成26年2月6日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、平成27年4月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成27年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この通知による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、この通知による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省生産局長、農村振興局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。

附 則

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 平成29年度までに実施した事業に関して平成30年3月31日までに行われる別記3第2の2の（2）の確認等については、別記3第2の2の（2）の規定に関わらず、なお従前の例によることができる。

附 則

この通知は、平成30年4月1日から施行する。